

コーポレート・ガバナンス報告書

2026 年 9 月 30 日

パスロジ株式会社

代表取締役社長 光野 元彦

問合せ先：管理部 黛 慎一

TEL：03-5283-2263（代表）

URL：<https://www.passlogy.com/>

証券コード：4426

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公正かつ効率的な経営に取り組むにあたり、コーポレート・ガバナンスが重要な課題であると認識しております。そのため、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、利害関係者の意思や利益を適切に反映していくように努めております。

なお、当社は、2025 年 9 月 29 日開催の第 26 回定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認決議されたことに伴い、取締役会の監督機能と監査機能の一体化を図り、役員体制の合理化およびガバナンスの実効性向上を目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小川 秀治	1,321,800	66.42
小川 美樹子	200,000	10.05
小川 遥香	180,000	9.04
小川 穂波	180,000	9.04
石井 裕一郎	43,000	2.16
橋詰 寿美子	18,000	0.90
光野 元彦	8,400	0.42
小室 秀夫	8,000	0.40
千田 徹	6,400	0.32
吉田 恵子	6,400	0.32
松本 久美子	6,400	0.32

支配株主名	小川 秀治、小川 美樹子
-------	--------------

親会社名	なし
------	----

補足説明

1. 上記大株主の状況は2026年6月30日現在の状況を記載しております。
2. 上記大株主の状況は、自己株式(9,800株)を除いた発行済株式数(1,990,200株)を基に割合を算出しております。割合については、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	6月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】 更新

定款上の取締役の員数	取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名以内 監査等委員である取締役5名以内
定款上の監査等委員でない取締役の任期	取締役(監査等委員である取締役を除く。)1年 監査等委員である取締役2年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち監査等委員を兼任している人数	2名
監査等委員でない社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石井 裕一郎	他の会社の出身者											○
泉 多枝子	公認会計士											
金澤 嘉明	弁護士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
石井 裕一郎	×	×	取引先である芦田・木村国際特許事務所に所属しています。	石井裕一郎氏は、弁護士として、知的財産権に関する豊富な実務経験と高度なIT系の技術知見を持つことから、当社社外取締役として適任であると判断しております。
泉 多枝子	○	×	該当事項はありません。	泉多枝子氏は、公認会計士として、専門的な見識と財務及び会計に関する幅広い知識を有し、複数の上場企業において培ってこられた実務経験を活かして、客観的な立場からの有益な監査を期待できることから、当社監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。
金澤 嘉明	○	×	該当事項はありません。	金澤嘉明氏は、弁護士として、企業法務及び人事労務分野に関する専門知識と豊富な実務経験を有していることから、当社監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。

【監査等委員会】

委員の構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員 （名）	社内取締役 （名）	社外取締役 （名）	委員長 （議長）
監査等委員	3	0	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

内部統制システムの基本方針において、監査等委員会の職務については、内部監査担当がこれを補助すると定めており、内部監査担当である管理部が監査等委員会事務局を務めるとともに、管理部長が監査等委員会の補助使用人を務めております。 当該補助使用人の業務執行取締役からの独立性の維持に関しては、当該使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとしております。

監査等委員、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人より品質管理体制、監査計画、職務遂行状況及びその監査結果等について適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。また、監査等委員は、必要に応じて、会計監査人と個別の課題について情報及び意見の交換を行っております。 また、監査等委員会は、内部監査担当より監査計画、職務遂行状況及びその監査結果等について適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。 さらに、監査等委員会は、定期的に会計監査人及び内部監査責任者を招聘して三様監査連絡会を開催しております。三様監査連絡会では、会計監査人、内部監査責任者より、それぞれの監査計画と職務の遂行状況並びにその結果について報告を受け、相互に情報及び意見の交換を実施し連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	選任していない
---------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は独立役員の届出を行っておりません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社は、個別報酬の開示は行っておりませんが、監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬総額をそれぞれ開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容 **更新**

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ）の報酬等については、2021年3月1日施行の改正会社法第361条第7項の規定に基づき、2025年9月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を以下のとおり定めております。

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の報酬等については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、担当職務、会社業績、従業員給与の水準等を勘案して決定します。

2. 報酬等の種類と構成割合

取締役の報酬等は、基本報酬のみとします。

業績連動報酬等については、今後の必要に応じて検討するものとし、報酬等の種類別の割合は、業績連動報酬等を導入する時点で検討するものとしします。

3. 報酬等の支払時期及び条件

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬として支払います。

4. 取締役の個人別報酬等の決定方法

取締役の個人別報酬等の内容は、代表取締役社長がその具体的内容について提案し、監査等委員会にて検討のうえ、取締役会決議にて決定します。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、日常的に情報共有に努め、特に重要な案件については取締役会開催前に事前報告等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） **更新**

1. 取締役会

当社の取締役会は、8名の取締役（うち社外取締役3名）で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。定例取締役会は毎月1回開催され、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告し、取締役会はこれをもとに職務執行を監督しております。

2. 監査等委員会

監査等委員会は3名の取締役で構成され、その過半数は社外取締役であります。監査等委員会は、監査等委員会規程に基づき、原則毎月1回開催し、取締役の業務執行を適正に監査しております。また、監査等委員は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

3. 会計監査人

当社は、Moore みらい監査法人与監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2026年6月期において監査を執行した公認会計士は馬淵貴弘氏、宇田川和彦氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名、その他3名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会において、事業に精通した取締役が経営の基本方針や重要な業務の執行について各種法令や社内規程に則った意思決定を行う一方、監査等委員会において、客観的かつ独立した立場から取締役の職務執行を監査することにより、コーポレート・ガバナンス体制をより充実させることが可能であると考え、当該体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況に鑑み、検討してまいります。

2. IR に関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社ウェブサイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部にて対応しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「誰もが自由に発信できる安心・安全な社会を創る」をミッションとし、株主のほか、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等の様々なステークホルダーの尊重を図ることを基本姿勢として企業活動に取り組んでおります。 また、その前提として、企業としての社会的責任を果たすべく、コンプライアンス体制やリスク管理体制を整備・強化し、内部通報制度を設けることにより従業員によるリスク情報等の報告を受け付け、問題の早期発見と迅速な是正措置を行うこととしております。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2025 年 9 月 29 日に開催された取締役会で「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っています。その概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令、定款等の遵守があらゆる企業活動の前提であるとの認識に立ち、当社の役員及び使用人がコンプライアンスに適った企業活動を実践するために「企業倫理規程」並びに「コンプライアンス規程」の遵守徹底を図る。コンプライアンスを統括する機関として取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスの推進及び徹底を図る。
- (2) 当社の役職員等は、当社役職員等による業務上の不正行為を認知した場合、職制を通じて速やかに事実の報告を行う。当社は、報告者が一切の不利益を受けないことを保証し、通常の報告経路以外に「内部通報制度」を設け、研修等を通じて、その設置趣旨及び運用の徹底を図る。
- (3) 内部監査担当は、その機能を強化し、内部統制システムの運用状況及びそれが有効に機能していることを定期的な社内モニタリングにより確認し、必要な場合には業務改善の指摘を行う。

う。

- (4) 当社は、財務報告の信頼性確保のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを評価し、必要な場合には是正を行うと共に、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。

- (5) 当社は、環境や組織の変化に対応した統制活動の改善を行い、内部統制システムの整備状況については、取締役会に定期的に報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (1) 当社は業務上取り扱う情報について、「機密情報管理規程」に基づき、厳格かつ適切に保存・管理する体制を整備し運用する。
- (2) 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳格かつ適切に保存・管理する。
- (3) 取締役の職務執行に係る情報については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適正に作成、保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスクマネジメントを重視した経営を行う上で、リスクマネジメントの基本的事項を定め、効率的な業務運営を行うため「リスク管理規程」を制定し、主要リスクの認識、リスクの種類に応じた管理を行い、予防的に可能な対策をできる限り施すことを基本とする。
- (2) 当社は、「リスク管理委員会」において、各種リスク管理の方針等に関する審議等を行い、重要な事項がある場合は取締役会において報告を行う。
- (3) 当社は、重大な事故、災害の発生等、緊急事態が発生した場合の管理体制を定めた「危機管理規程」に則り、管理及び対策を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」「取締役会規程」において、それぞれの責任者及びその責任、権限、執行手続について定め、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。
- (2) 取締役会は「取締役会規程」に則り、経営上の重要事項について協議・報告を行うとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権行使等を通じて取締役の職務執行を監督し、適正かつ効率的な経営体制を維持する。また、経営上の重要課題に迅速に対応するため、常勤の役員は必要に応じてミーティングを行い、重要事項に関して情報交換等を行う。
- (3) 当社は、取締役及び従業員が共有する全社目標として、経営方針に基づいた経営計画を策定する。
- (4) 情報システムにより、適法、適正かつ迅速な財務報告を実現することに加え、効率的に内部統制を進める手段として活用する。
- (5) 組織ごとに業務分掌を定め、個人の役割を明確にし、職務遂行のための公正な人事制度を運用する。
- (6) 各部門は、業務執行プロセスの効率改善を上記の目標におろこみ、実行するとともに、内部監査担当が各部門の業務執行プロセスを監査し、監査結果を被監査部門に還元し、その改善を行う。
- (7) 監査等委員会は、「監査等委員会規程」等に基づき、取締役の職務執行の適正性並びに効率性について監査及び監督を行う。

5. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置くものとする。
- (2) 当該使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び指示の実効性を確保する。

6. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制・その他の監査等委員会への報告に関

する体制 (1) 監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要会議への出席をはじめとして、監査等委員が必要と判断した会議に出席できる。 (2) 監査等委員は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査等委員が必要と判断した場合、取締役及び従業員に該当書類の提示や説明を求めることができる。 (3) 取締役及び使用人が異常を発見した場合は、監査等委員に通報する。 (4) 取締役及び使用人からの監査等委員への通報については、通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。 7. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 (1) 監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払又は償還を受けることができる。 (2) 監査等委員は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、「監査等委員監査基準」に定めるところにより、当該費用を会社に請求することができる。 8. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制 (1) 代表取締役は、定期的に監査等委員と意見交換を行う。 (2) 監査等委員会は、内部監査担当及び会計監査人と緊密な連携を図る。 (3) 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認める時は、自らの判断で、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用することができる。 9. 反社会的勢力排除に向けた体制 (1) 当社は「反社会的勢力対応規程」、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力による不当要求行為に対し毅然とした態度で対応し、取引その他一切の関係を持たない体制を整備することに努める。 (2) 警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための整備を推進する。
--

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 当社は、設立から現在に至るまで反社会的勢力との関係は一切なく、今後も反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況 反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力対応規程」、「反社会的勢力対応マニュアル」が定められております。また、取引先と締結する契約書等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。 また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 14 条に規定する不当要求防止責任者を選任し、必要な講習を受講しております。さらに公益財団法人暴力追放運動推進センター等の外部機関から、反社会的勢力に関する情報の収集や管理を行っております。

V. その他

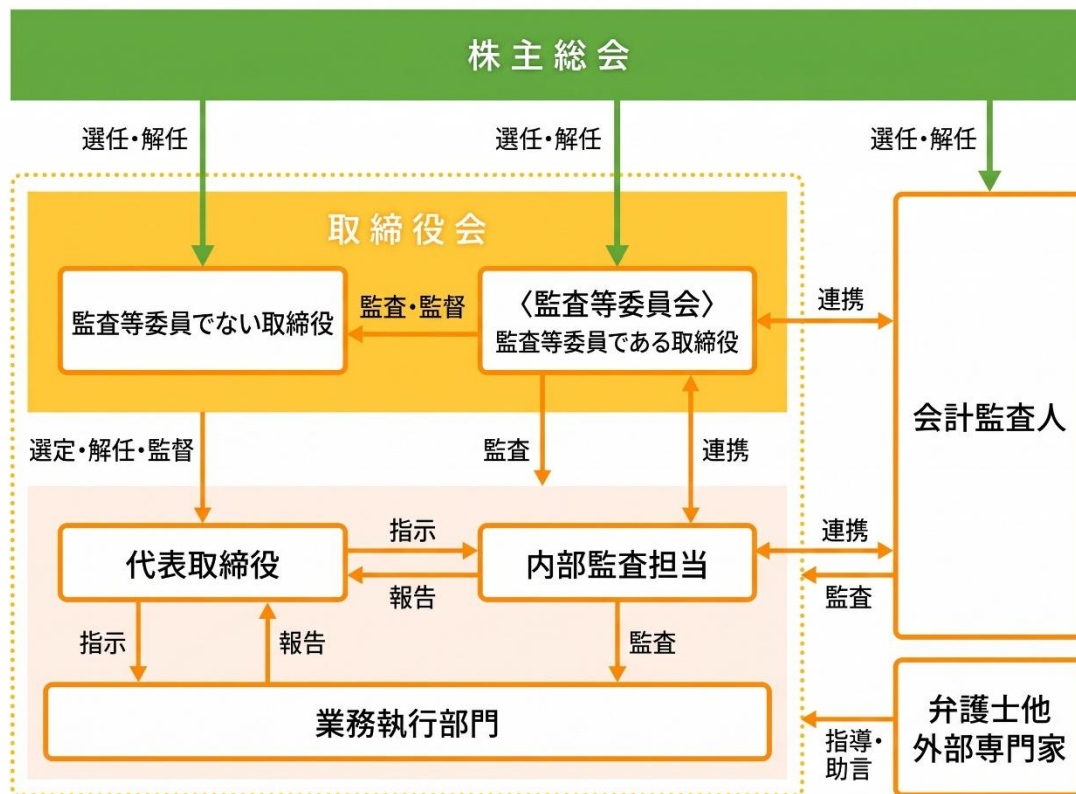
1. 買収への対応方針（買収防衛策）の導入の有無

買収への対応方針（買収防衛策）の導入	なし
--------------------	----

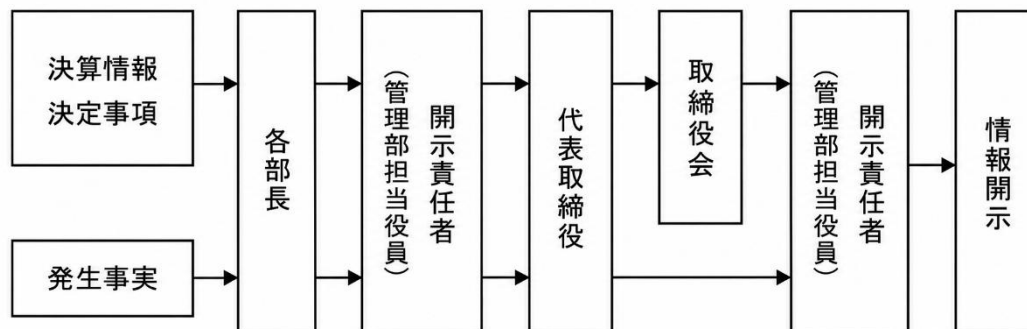
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制の概要は、次の図のとおりです。
--

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上